

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(四件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 公共測量の終了……………(同)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………二
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 生活保護法による指定医療機関の指定取消し……………三
- …(福祉保健局生活福祉部保護課)……………三
- 貸金業法による行政処分……………三
- …(産業労働局金融部貸金業対策課)……………三

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………三
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……………四

告示

●東京都告示第千四百三十六号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷

区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、
 同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(五〇〇レベル))
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成三十年十月一日から平成三十一年三月二十二日まで

●東京都告示第千四百三十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、青梅市
 長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同
 条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 青梅市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 青梅市今井二丁目及び今井四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月十二日から平成三十一年一月三十一日まで

●東京都告示第千四百三十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、荒川区
 長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同
 条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 荒川区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量及び三級水準測量)
- 三 測量の区域 荒川区東尾久六丁目及び東尾久七丁目各
地内
- 四 測量の期間 平成三十年十月一日から平成三十一年三
月二十日まで

●東京都告示第千四百三十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区
 長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同
 条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 三 測量の区域 杉並区地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月一日から平成三十一年
二月二十八日まで

●東京都告示第千四百四十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都
 第一市街地整備事務所長から次のように測量を終了した旨
 通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 足立区六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目及び南花畑一丁目各地内

四 測量の期間 平成三十年六月四日から同年八月三十一日まで

●東京都告示第千四百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成三十年十月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類 取消しに係る道路の位置 取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成三十年 小金井市緑町 延長
第一項第五号 九月二十一 三丁目四百二 一八・二五
の規定による 日 十一番五十五 幅員
道路 の一部 四・〇〇

●東京都告示第千四百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十一条第二項第一号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)(第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)(の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)(の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

取消

平成30年9月分

医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	取消年月日
1	鈴木歯科医院	東京都世田谷区祖師谷1-11-5-2階	平成30年9月6日

●東京都告示第千四百四十三号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名 株式会社エス・ジー・ファイナンス 称

(二) 氏名(法人の場合)は代表者氏名) 岡田 尉二

(三) 主たる営業所の所在地 墨田区両国三丁目十九番五号 シユタ ム両国ビル六階

(四) 登録番号 東京都知事(2)第三二四七四号

(五) 登録年月日 平成二十八年三月二十八日

二 処分年月日 平成三十年九月二十五日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に應ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成三十年十月二日から同年十一月十五日まで(四十五日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

公 告

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

サンシャインシティ

二 店舗所在地

豊島区東池袋三丁目一番一号ほか

三 設置者名

株式会社サンシャインシティほか一名

四 設置者住所

豊島区東池袋三丁目一番一号ほか

五 変更を行った設置者名

株式会社サンシャインシティほか

六 変更前の設置者の代表者名

鈴木 誠一郎(株式会社サンシャインシティ)ほか

七 変更後の設置者の代表者名

合場 直人(株式会社サンシャインシティ)ほか

八 変更を行った小売業者の氏名又は名

株式会社サンシャインシティほか四名

九 変更前の小売業者の住所

大田区矢口二丁目一番二十一号(株式会社ナムコ)

十 変更後の小売業者

港区三田三丁目十三番十六号(株

の住所

株式会社バンダイナムコエンターテインメント)

十一 変更前の小売業者の代表者名 鈴木 誠一郎(株式会社サンシャインシティ)ほか

十二 変更後の小売業者の代表者名 合場 直人(株式会社サンシャインシティ)ほか

十三 変更日 平成三十年六月二十五日ほか

十四 届出日 平成三十年九月十九日

十五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間

平成三十年十月十八日から平成三十一年二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を

次のとおり指定した。

平成三十年十月十八日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九七六一 荒川管工 中江 雅幸 足立区足立 平成三十

四丁目九番 年九月二

十四号 十七日

九七六二 株式会社 岩本 初子 中央区八丁 同日

クリスタ 堀三丁目二

九七七一	管秀設備	竹花 秀人	町田市相原 同日	十三番八号 ニュー石橋 ビル五階
九七六九	株式会社 佐久間設備	佐久間浩一	同日	茨城県ひたちなか市柳沢四百六十九番地三
九七六八	株式会社 ヒューマンコーポレーション	武内 直季	同日	新宿区西新宿六丁目十六番十二号第一丸善ビル
九七六七	株式会社 米山工業	米山 勉	同日	山梨県富士吉田市上吉田八百六十五番地の六
九七六六	株式会社 関智雄	関 智雄	同日	国分寺市東恋ヶ窪三丁目九番地二十三
九七六五	株式会社 水m	長澤 慎也	同日	西東京市芝久保町五丁目六番九号
九七六四	株式会社 MRK株	渡邊 満	同日	埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田千三百二十番一
九七六三	株式会社 昭興	佐藤 力也	同日	江戸川区松江七丁目十九番二号

九七七一	株式会社 長濱水道設備	小林英礼奈	同日	調布市深大寺南町四丁目二十六番地二十五
九七七三	株式会社 KVK	末松 正幸	同日	豊島区東池袋二丁目六番六号ストーク東池袋二階
<p>東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について</p> <p>水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。</p> <p>平成三十年十月十八日</p> <p>東京都水道局長 中嶋 正宏</p>				
九五六一	株式会社 天秀住宅設備	天坂 秀勝	同日	小平市小川西町四丁目七番十三号
九三九三	鈴木設備工業	鈴木 結哉	同日	神奈川県横浜市都筑区新栄町十三番十八一、二、一三三号
六三四四	小林設備	小林 榮	同日	狛江市岩戸北四丁目十一番二十五号
指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日

三〇	大東工業株式会社	渡辺 光悦	同日	千代田区鍛冶町二丁目五番二号
一三三七	岡部工業所	岡部徳三郎	同日	足立区梅田七丁目二十番五号
七九〇〇	咲楽メンテナンス	清水 紀雄	同日	神奈川県川崎市高津区千代田四百七十八番地十四
八二二五	株式会社 メディオテック	松本 秀守	同日	新宿区新宿一丁目二十番十一号
五六二四	橋爪設備	橋爪 強	同日	世田谷区赤堤三丁目六番十九号

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 三〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 印刷所 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001 電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

